

議 案 第 8 号

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例の制定について

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和7年2月12日提出

富士見市長 星 野 光 弘

提 案 理 由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、富士見市家庭的
保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正したいので、地方
自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出します。

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の
一部を改正する条例

富士見市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年
条例第20号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。